

# 北上市あんしんホットライン事業のご案内

## 1 事業概要

在宅のひとり暮らし高齢者等の安全の確保と不安の解消を図り、福祉の増進に寄与することを目的に、緊急時に通報できる装置（機器本体・無線ペンダント型発信器・火災センサー）を設置します。



## 2 利用の対象となる方

市内に居住し、次のいずれかにあてはまる場合、利用することができます。

- (1) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
- (2) 高齢者のみの世帯（65歳以上）で、病弱な方がいる場合
- (3) 寝たきりの高齢者（65歳以上）
- (4) ひとり暮らしの重度身体障害者（年齢は問いません）
- (5) (1)～(4)以外で福祉事務所長が特に認める者



※ 病弱なため見守りが必要な方（慢性的な疾患などにより、日常生活の中で常に注意を要する方）や、緊急時に自分で通報することや避難することが困難な方を優先とします。

※ ひとり暮らし高齢者等に利用していただく事業です。家族の就労等の事情で、日中のみ高齢者という場合は、原則対象となりませんのでご注意ください。

## 3 利用方法

「あんしんホットライン」を利用したい方は、各地区の民生委員にご相談ください。民生委員が、「あんしんホットライン利用申請書」を、市役所長寿介護課に提出します。

#### 4 緊急通報装置のしくみ

- (1) 利用者が、緊急通報装置の通報ボタンまたは無線ペンダント型発信器等のボタンを押すと、警備会社【ALSOK(アルソック)岩手株式会社】が受信します。
- (2) 警備会社から、利用者ご本人に容態の確認の電話をします。同時に、状況確認のため警備会社の警備員が自宅に駆けつけます。
- (3) 状況確認後、必要な場合は警備会社から救急車を要請します。
- (4) 緊急事態及び利用者から応答がない場合は、警備員が利用者宅に到着する前に、救急車を要請する場合があります。  
※火災センサーの場合も同様となり、消防署の消防車が出動します。

#### 5 注意事項

- (1) 無線ペンダント型発信器による送信範囲は、自宅内または庭先の場合は緊急連絡通報装置から10メートル程度の範囲のみとなります。これを超える場合は、送信不能となりますのでご注意ください。
- (2) 緊急通報装置は、電話回線を使用します。自宅に固定電話がない方は、無線のモバイル回線を使用して設置します。その場合の回線使用料は利用者ご本人の負担となります。 ※回線使用料は、警備会社にお支払いいただくこととなります。
- (3) 緊急通報装置の維持管理(電気代等)に必要な費用及び相談ボタンを押した際の通話料は利用者ご本人の負担となります。
- (4) 住居がマンションの場合も設置できますが、マンション内の警備の都合上、緊急連絡通報装置を受信しても室内が確認できない場合は、対応できない場合があります。
- (5) 転居や施設入所等により装置が不要となった場合には取り外します。次の委託業者まで連絡くださるようお願いします。

委託業者:ALSOK岩手株式会社

(北上市村崎野14地割470-77 TEL:0197-71-3733)

#### 6 その他

緊急連絡通報装置を利用している証として、警備会社のステッカーを玄関に貼ります。防犯上の効果も期待できます。

##### 【お問い合わせ先】

北上市福祉部長寿介護課  
高齢福祉係 17 番窓口  
連絡先 72-8217(直通)